

バルサアカデミー葛飾校に関する第三者調査委員の
調査結果に対する今後の対応について

1 調査結果を受けた本区の問題認識

令和8年3月31日付で本区に提出されたバルサアカデミー葛飾校に関する第三者調査委員による調査結果を受け、本件に関する問題点を整理した。

(1) 協定について

別紙1「協定に関する各場面での問題点」のとおり

(2) トレーラーハウスについて

別紙2「トレーラーハウスに関する問題点」のとおり

なお、令和7年8月19日開催の議員協議会において、トレーラーハウスの設置に当たってのインフラ整備に関する許可の有無及びキッズチャレンジ未来への賃貸借契約の東京都公園条例への抵触について指摘があった。これに対し、東京都へ照会を行った結果については別紙3「東京都への照会文書及び回答」のとおり

(3) 事業譲渡について

これまでの間、区議会で議論されてきたキッズチャレンジ未来からアメージング社への「事業譲渡」について、本調査結果では「正面から優先申請を認める地位を譲渡対象と記載されていない。」「この地位を事業譲渡の対象としても、葛飾区を拘束するものではない」とされており、その点については、本区のこれまでの見解と同様の結果であった。

一方で、「事業譲渡契約書」は、グラウンドの優先利用ができなくなれば、残代金の支払いが免除される内容から、優先利用を認める地位が対価性をもってキッズチャレンジ未来からアメージング社に移転したと解されるとの報告もあった。

どちらの考え方においても、区が事業譲渡を把握できていない状態で運営主体が変更されていたことが本質的な問題である。

(4) 水元総合スポーツセンター多目的広場の利用について

キッズチャレンジ未来との協定では東金町運動場多目的広場を優先利用の対象としていたが、キッズチャレンジ未来からの依頼に基づき、水元総合スポーツセンター多目的広場も優先利用の対象としていた。協定変更等の必要な

手続きが行われておらず、不適切な事務処理であった。

2 今後の対応

本件の問題に対応するため、以下のとおり協定の見直し及び優先順位の見直し等を実施する。

(1) 協定の見直し

ア モニタリング制度の構築

別紙4「モニタリング制度」のとおり

なお、協定により実施する事業実績のほか、公益性の確保の観点から、区内小・中学校等への訪問教室などの地域貢献活動の実施を求めることとする。

イ 事業譲渡の防止

事業譲渡を確実に防止するため、事業譲渡の禁止を協定書に明記する。

(2) 優先順位の見直し

本区の体育施設の優先利用については、「葛飾区体育施設指定管理者が特に認める貸切り使用申請を申請期間前に受け付ける件に関する基準」により優先利用の順位を定めているが、別紙5「基準見直し案」のとおり、協定団体の利用目的に応じて優先順位の見直しを行う（令和8年3月17日開催の文教委員会にて報告）。

なお、他の施設利用者の影響を抑制する観点から、協定団体が優先利用する施設数及び時間枠数の考え方については、今後詳細を検討していく。

(3) トレーラーハウスの運用

トレーラーハウスについては、令和7年4月1日から施設利用者に開放しており、今後もその運用を継続する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年6月上旬 文教委員会 協定見直し案の報告

令和8年6月中旬以降 団体との協議開始

令和8年9月下旬 文教委員会 団体の審査結果報告

令和8年10月 団体との協定締結

協定に関する各場面での問題点

＜協定締結時＞

⇒ 団体の適格性を確認せずに協定を締結

＜協定締結中＞

⇒ モニタリング制度がなく、協定団体の状況を把握せず

＜協定更新時＞

⇒ 協定団体の適格性を再確認せずに協定を自動更新

＜具体的な問題点＞

- ① キッズチャレンジ未来にはサッカースクール運営の事業実績がなかったが、区は事業の継続性の検証をせず協定を締結し、結果的に早期の経営状況の悪化を把握できなかった。
- ② キッズチャレンジ未来には当時の副区長が評議員として就任しており、外形的には当該団体の優遇を疑われる行為であり、かつ、区との間で利益相反が生じる可能性があった。
- ③ 優先利用により、他の施設利用希望者が被る不利益の確認をしてこなかった。

＜具体的な問題点＞

キッズチャレンジ未来の運営状況、経営状況について、報告義務を課しておらず、協定締結期間中、当該団体の状況を区は把握していなかった。そのため、経営状況が悪化したことや、事業譲渡を行っていたことを区が直ちに把握することができなかった。

＜具体的な問題点＞

- ① 優先利用を認めた協定団体は、事業開始後も適格性を有している必要があるが、協定の更新時にも特段の検証をすることなく1年ごとの自動更新としていた。
- ② 優先利用により、他の施設利用希望者が被る不利益の確認をしてこなかった。

トレーラーハウスに関する問題点

＜トレーラーハウス等の付帯設備の設置＞

⇒ 協定団体への実質的な便宜供与となる恐れがあったが十分な検討がされず

＜賃料の算定＞

⇒ 算定方法について指摘

＜具体的な問題点＞

トレーラーハウスや夜間照明設備等については、バルサアカデミー葛飾校のためだけでなく、施設利用者の利便性のために設置したものであるが、キッズチャレンジ未来への便宜供与となる恐れがあった。

しかし、そのような視点での検討がされず、職員の問題意識が欠如していた。

現在係争中であることから、現時点での判断は差し控える。判決を受けて適切に対応する。

東京都への照会文書及び回答

別紙 3

7 葛教ス第 877 号

令和 8 年 1 月 6 日

東京都東部公園緑地事務所長 根来 千秋 様

葛飾区教育委員会事務局

生涯スポーツ課長 張替 武雄

東金町運動場の第二管理棟（トレーラーハウス）について（依頼）

平素より本区のスポーツ施設運営にご協力いただきましてありがとうございます。

本区は東京都の許可により、都立水元公園内、東金町運動場に平成 24 年 6 月から第二管理棟としてトレーラーハウスを 2 台設置しております。

当該トレーラーハウスの設置等について適切に手続きが行われていたのか、令和 6 年度から継続して葛飾区議会において議論されております。その中で、令和 7 年 8 月 19 日開催の区議会議員協議会（全員協議会）において、以下の 2 点について質問を受けたため、東京都の見解をお示しいただけますようお願いいたします。

1 給排水管等の接続について

当該トレーラーハウスには電気及び上下水道が接続されているが、インフラ整備について東京都に許可なく行われていたのではないかと。

2 トレーラーハウスの賃貸借について

当該トレーラーハウスは、「一般財団法人キッズチャレンジ未来」に平成 25 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで貸出しをしていたが、東京都立公園条例第 20 条に規定する「権利の譲渡禁止等」又はその他の規定に抵触するのではないかと。

<担当>

葛飾区教育委員会事務局

生涯スポーツ課管理係 森川

電話 03-3691-7111



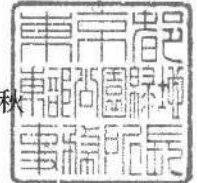
7東公管第1476号
令和8年1月14日

葛飾区教育委員会事務局

生涯スポーツ課長 張替 武雄 様

東京都東部公園緑地事務所長

根来 千秋



東金町運動場の第二管理棟（トレーラーハウス）について（回答）

令和8年1月6日付7葛教ス第877号により依頼がありました標記につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 給水管等の接続について

上下水道の施設については、設置許可の図面に記載がない。

2 トレーラーハウスの賃貸借について

本件は、平成24年度、葛飾区に対して、都市公園法に基づき設置許可を与えたものである。第二管理棟や少年野球場を含むその他運動施設に係る、現在の許可は、「都民の更なる利用向上及び発災時の救護活動等のため」という設置目的であり、この範囲において、区が適切に管理運営するものと認識している。

【担当】

東京都東部公園緑地事務所
管理課（管理担当）林・小野沢
電話 03-3821-6145



モニタリング制度

＜協定締結時＞

- ・ 団体の状況
（定款、役員名簿等）
 - ・ 事業実績
 - ・ 財務状況 等
- ⇒ 書面にて適格性を確認

＜協定締結中（半年ごと）＞

- ・ 事業及び地域貢献活動の実施
計画
 - ・ 実施経過
 - ・ 収支状況 等
- ⇒ 実施経過及び収支報告にて状況を把握

＜協定更新時（1年後）＞

- ・ 団体の状況
（定款、役員名簿等）
 - ・ 事業実績
 - ・ 財務状況 等
- ⇒ 書面にて事業の成果や適格性を確認

＜モニタリング制度の実効性の確保＞

① 資料の提出義務及び報告義務

- ・ 定款、役員名簿等、事業実績、財務状況が分かる資料の提出義務を協定書に明記する。
- ・ 事業の実施に変更が生じる場合には報告義務を課し、協定団体からの報告により、必要に応じて協定変更の手続きを適切に行う。

② 公認会計士による財務状況の確認

財務状況については、専門的な視点による調査が必要となるため、提出された資料については、本区が協定を締結している公認会計士による分析結果を踏まえ、区が状況を判断する。

③ 議会への報告

協定締結時及び更新時には、文教委員会に団体の審査結果を報告する。文教委員会での議論を踏まえ、協定の締結及び更新の判断を行う。

基準見直し案

| 優先 順位 | 申請期間前受付ができる場合 | |
|----------|--|--|
| | 現行 | 見直し案 |
| 1 | <p>(1)区又は教育委員会の行政目的を遂行するための主催行事</p> <p>(2)区立の学校（幼稚園含む）又は保育園が主催する教育目的のためのスポーツ等の行事</p> <p><u>(3)区又は教育委員会と連携・協働（協定・覚書・認定）してスポーツ振興や地域活性化の推進に貢献するためのスポーツ活動を目的として使用する場合</u></p> <p>(4)その他、教育委員会が特に必要と認めた場合</p> | <p>(1)区又は教育委員会の行政目的を遂行するための主催事業</p> <p>(2)区立の学校（幼稚園含む）又は保育園が主催する教育目的のためのスポーツ等の行事</p> <p>削除</p> <p><u>(3)その他、教育委員会が特に必要と認めた場合</u></p> |
| 2 | <p>葛飾区スポーツ協会や葛飾区スポーツ協会加盟団体等が主催する公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事（区又は教育委員会が後援・協賛する等の大会）</p> | <p><u>(1)葛飾区スポーツ協会や葛飾区スポーツ協会加盟団体等が主催する公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事（区又は教育委員会が後援・協賛する等の大会）</u></p> <p><u>(2)区又は教育委員会と協定を締結している団体の公式戦</u></p> <p><u>(3)かつしか地域スポーツクラブ育成支援指針の認定基準に基づき認定されている団体の事業</u></p> |
| 3 | <p><u>(1)葛飾区スポーツ協会に開催要項等を提出し了承されたスポーツ等の行事（各体育団体の主催する大会及び審判講習会等）</u></p> <p>(2)区内の学校（私立学校及び私立保育園含む）、公共団体又は公益団体の公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事</p> <p>(3)区に減免申請登録した障害者・高齢者団体のスポーツ行事</p> <p>(4)東京都スポーツ協会やその競技加盟団体等の公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事</p> | <p><u>(1)区若しくは教育委員会と協定を締結している団体又はスポーツ協会加盟団体等のスポーツ等の活動（各団体の主催する大会、スクール、練習及び審判講習会等）</u></p> <p>(2)区内の学校（私立学校及び私立保育園含む）、公共団体又は公益団体の公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事</p> <p>(3)区に減免申請登録した障害者・高齢者団体のスポーツ行事</p> <p>(4)東京都スポーツ協会やその競技加盟団体等の公共目的又は公益目的のスポーツ等の行事</p> |
| 4 | 略 | 略 |
| 5 | 略 | 略 |